

新制度幼稚園に対する実地指導の主眼事項及び着眼点

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 |
|----------|---|
| 第1 支援の確保 | <p>(1) 特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 幼稚園教育要領を踏まえ、各園の実情に応じて適切な教育が行われているか。 幼稚園教育要領に基づく教育課程を中心に、全体的な計画が作成され、保護者に共有されているか。</p> <p>(3) 施設の職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 幼児の状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>(5) 衛生的な設備等が確保されるよう努めているか。</p> <p>(6) 学校安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 ア プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 イ 幼児の通園、園外における学習のための移動その他の幼児の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の幼児の所在を確実に把握することができる方法により、幼児の所在を適切に確認しているか。 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。 ウ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習等を受講するとともに、当該講習等を基に実践的な訓練を実施しているか。 エ 事故発生時には速やかに当該事実を本市に報告しているか。</p> <p>(7) 施設の職員による、障害児を含む幼児に対する虐待などの未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(8) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止措置を講じているか。</p> <p>(9) 保護者との連携に積極的に努めているか。また、幼児や保護者からの相</p> |

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 |
|--------------------------|--|
| <p>第2 運営管理体制の 確立</p> | <p>談に応じる体制が整備されているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 地域の関係機関と連携しながら子育て支援に努めているか。</p> <p>健全な環境のもとで、子ども・子育て支援事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。また、施設型給付費を財源に運営する新制度幼稚園の経理事務は、適切に事務処理されているか。</p> <p>(1) 利用定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。運営規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 重要事項説明書を作成し、利用者に内容の説明を行っているか。</p> <p>(4) 施設運営に必要な帳簿や書類は整備、保管されているか。</p> <p>(5) 幼児の直接支援に当たる職員等は、配置基準に基づき必要な人員が確保されているか。</p> <p>(6) 会計経理が適切に行われているか。 ア 施設型給付費等の請求事務が適正に行われているか。 イ 利用者負担金（時間外保育利用料、一時保育利用料、給食材料費等）の徴収手続き及び金額は適正か。</p> <p>(7) 個人情報の取扱いを適正に行っているか。 ア 個人情報保護に関する法律等に則り、個人情報に係る安全管理措置を講じているか。 イ 定期的に周知及び注意喚起を行うなど、形骸化しない仕組みを構築しているか。 ウ カメラやUSBメモリ等の電子記憶媒体の取扱いについて安全が配慮された適切な取扱いになるよう手順書等に基づく統一的な使用方法を確立するとともにその内容について全職員への周知を徹底しているか</p> <p>(8) 業務管理体制を整備しているか。</p> <p>(9) 自主点検を実施し、自らその提供する教育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(10) 職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めているか。</p> |

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 |
|---------|--|
| | <p>(11) 消火器その他の消火設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p> <p>(12) 児童福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。</p> <p>(13) 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものであるか。</p> <p>【具体的な項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設等の立地条件（地形等） ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・ 避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・ 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等） ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・ 関係機関との連携体制 <p>(14) 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p> <p>(15) 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回以上適切に実施されているか。</p> |